

## 電気需給約款【低圧用】の改定

2021年3月1日より約款・別表を改定いたします。下線部分が改定箇所になります。

当該改定は、「北海道電力エリア」「東北電力エリア」「北陸電力エリア」「東京電力エリア」「中部電力エリア」「関西電力エリア」「中国電力エリア」「四国電力エリア」「九州電力エリア」であります。なお、現行別表の5. 調達調整費 (1) ロ. における調達単価はお客様の電力エリアにより異なります。

電気需給約款【低圧用】	
現 行 約 款	改 定 約 款
1. から 14. ( 記載省略 )	1. から 14. ( 現行どおり )
15. 料金等 (1) 料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、 <u>電力量料金は該当する別表 2(1.電源調達調整費の適用)によって算定された燃料費調整額ならびに調達調整費を差し引き、もしくは燃料費調整額ならびに調達調整費を加えたものからなる電源調達調整費の加減を適用するものといたします。</u> (2) ( 記載省略 )	15. 料金等 (1) 料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、 <u>電力量料金は該当する別表 3(1.電力調達調整費の適用)によって算定された燃料費調整額を差し引き、もしくは燃料費調整額を加えたものからなる電力調達調整費の加減を適用するものといたします。</u> (2) ( 現行どおり )
16. から 20. ( 記載省略 )	16. から 20. ( 現行どおり )
21. 料金の算定 (1) ( 記載省略 ) (2) (1) イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金は、 <u>別表6(日割計算の基本算式)(1)イ</u> により日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて <u>別表6(日割計算の基本算式)(1)ハ</u> により算定いたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて <u>別表6(日割計算の基本算式)(1)二</u> により算定いたします。 ニ イ、ロまたはハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (3) ( 記載省略 )	21. 料金の算定 (1) ( 現行どおり ) (2) (1) イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金は、 <u>別表5(日割計算の基本算式)(1)イ</u> により日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて <u>別表5(日割計算の基本算式)(1)ハ</u> により算定いたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて <u>別表5(日割計算の基本算式)(1)二</u> により算定いたします。 ニ イ、ロまたはハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (3) ( 現行どおり )
22. から 59. ( 記載省略 )	22. から 59. ( 現行どおり )
( 新 設 )	附則 <u>1. 本改定は、2021年3月1日から実施します。</u>

電気需給約款 別表【低圧用】

現 行 別 表	改 定 別 表
<p>1. から 2. ( 記載省略 )</p>	<p>1. から 2. ( 現行どおり )</p>
<p>3. 電力調達調整費の適用 各契約種別における料金につき、<u>燃料費調整額の加減と調達調整費の加減からなる電力調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「4.燃料費調整」および「5.調達調整費」の定めに従うものいたします。</u></p>	<p>3. 電力調達調整費の適用 各契約種別における料金につき、<u>燃料費調整額の加減からなる電力調達調整費の加減を適用するものとし、次の「4.燃料費調整」の定めに従うものいたします。</u></p>
<p>4. 燃料費調整 各契約種別における料金につき、平成8年1月に導入された燃料費調整制度に基づき、事業者の効率化努力のおよばない燃料価格や為替レートの影響を外部化することにより、経済情勢の変化を出来る限り迅速に料金に反映させることとして、下記の計算方式により燃料費調整額を算出し、適用いたします。 実際にお客さまの電気料金に反映される燃料費調整額は、旧一般電気事業者注が同方式により算定して得られた各月の燃料費調整単価を、お客さまの各月使用電力量に乗じて求められたものとなります。 当社は、燃料費調整単価の算定は行わず、旧一般電気事業者注が算定した単価をそのまま用いて燃料費調整額を算出するものとします。 なお、当社は算定された燃料費調整額を電気料金に適用し、各月の請求書に記載することでお客さまにお知らせします。 以下は、旧一般電気事業者注が適用する燃料費調整額の算定方法となります。</p> <p>(1)から(3) ( 記載省略 )</p>	<p>4. 燃料費調整 各契約種別における料金につき、平成8年1月に導入された燃料費調整制度に基づき、事業者の効率化努力のおよばない燃料価格や為替レートの影響を外部化することにより、経済情勢の変化を出来る限り迅速に料金に反映させることとして、下記の計算方式により燃料費調整額を算出し、適用いたします。<u>なお、2021年2月28日までに電力を供給開始したお客さまは、契約期間内について当該燃料費調整は適用されないものとします。</u> 実際にお客さまの電気料金に反映される燃料費調整額は、旧一般電気事業者注が同方式により算定して得られた各月の燃料費調整単価を、お客さまの各月使用電力量に乗じて求められたものとなります。 当社は、燃料費調整単価の算定は行わず、旧一般電気事業者注が算定した単価をそのまま用いて燃料費調整額を算出するものとします。 なお、当社は算定された燃料費調整額を電気料金に適用し、各月の請求書に記載することでお客さまにお知らせします。 以下は、旧一般電気事業者注が適用する燃料費調整額の算定方法となります。</p> <p>(1)から(3) ( 現行どおり )</p>
<p>5. 調達調整費 各契約種別における料金につき、<u>一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 13 時から 22 時の時間帯における各地域 のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」といいます。)</u>に応じて、<u>以下に定める調達調整費の還元または追加請求を行うものいたします。ただし、以下(3)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。なお、当社は算定された調達調整額を電気料金に適用し、各月の請求書に記載することでお客さまにお知らせします。</u></p>	<p>( 削 除 )</p>

<p>(1)還元基準値及び追加請求基準値の設定</p> <p>イ.還元基準値  <u>当月の調達単価が 5 円 00 銭(税抜)を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費(還元)を差し引くものといたします。</u></p> <p>ロ.追加請求基準値  <u>当月の調達単価が 15 円 00 銭(税抜)を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費(追加請求)を加えるものといたします。</u></p> <p>ハ.還元基準値及び追加請求基準値の改定  <u>当社は、毎年 4 月 1 日時点において、還元基準値及び追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。</u></p> <p>(2)調達調整費の算定  <u>以下の算式により算定された金額とします。なお、調達調整費の端数は、小数点以下 第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <table border="1" data-bbox="188 831 788 992"> <tr> <td>調達調整費(還元)</td> <td><math>(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%</math></td> </tr> <tr> <td>調達調整費(追加請求)</td> <td><math>(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%</math></td> </tr> </table> <p><u>※N 月の検針日から N+1月の検針日の前日までの期間(以下、「N 月度検針期間」といいます。)において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。</u></p> <table border="1" data-bbox="188 1178 780 1288"> <thead> <tr> <th>基準検針日</th> <th>対応調達単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 日～31 日まで</td> <td>N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した 調達単価</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注:旧一般電気事業者とは、平成 28 年 4 月 1 日改正以前の電気事業法に規定される一般電気事業者で、お客さまが電気を受給される地域を事業エリアとする一般電気事業者をいいます。</u></p>	調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$	調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$	基準検針日	対応調達単価	1 日～31 日まで	N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した 調達単価	<p>( 削 除 )</p>
調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$								
調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$								
基準検針日	対応調達単価								
1 日～31 日まで	N 月 1 日から N 月末日までの期間において算定した 調達単価								
<p>6. から13. 6. から14.  <u>※東北エリア・東京エリア・中部エリアは「14. 標準周波数についての特別措置」</u></p> <p>( 記 載 省 略 )</p>	<p>5. から12. 6. から13.  <u>※東北エリア・東京エリア・中部エリアは「13. 標準周波数についての特別措置」</u></p> <p>( 現 行 ど お り )</p>								
<p>( 新 設 )</p>	<p>(附則)  <u>1. 本改定は、2021年3月1日から実施します。</u></p>								

以上